



病児保育もりっこ

病児保育もりっこ同意書

1. 保育中に病状急変等があった場合、保護者の承諾を得ていなくても、医師が医療行為を行う場合があります。病児に投薬の必要が生じた場合や、持参したお薬の効果が十分でない場合は、医師が処方し、看護師または保育士が使用する場合があります。医師の指示により、看護師または保育士が吸引・吸入を行う場合があります。
2. 保育中に病状急変等があった場合、保護者の承諾を得ていなくても、医師あるいは看護師あるいは保育士の判断のもと、他院を受診または緊急搬送を行う場合があります。その際に発生する医療費は保護者の方に負担していただきます。
3. 保育中に病状が悪化した場合、災害・事故が発生した場合等に、お迎え時間になってもお迎えをお願いすることがあります。
4. ご利用当日は、必ず連絡が取れるようお願いいたします。緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても、当病児保育では責任を負うことができません。
5. 感染対策を十分に行い利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないというわけではありません。また2歳を過ぎて特別な理由なく、MR（麻疹・風疹）ワクチン の予防接種が済んでないお子さまは、感染のリスクが高いためお預かりできません。
6. ご持参いただいたお弁当は冷蔵庫保存とさせていただきます。万一ご持参いただいたお弁当の摂取によりお子さまの体調に異変が生じても当病児保育では責任を負うことができません。
7. 病児保育もりっこは東大阪市委託事業であるため、東大阪市へ利用者の情報・状況の報告が必要となります。

病児保育もりっこは、上記についてご理解、ご承諾いただいた方にご利用いただけます。